

令和 6 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 付託案件について	1
1. その他	8

令和 6 年 9 月 2 7 日（金曜日）

議会運営委員会会議録

令和6年9月27日 金曜日

午後3時01分開議

午後3時55分開議（実時間31分）

○本日の会議に付した案件

1. 付託案件について

1. その他

○本日の会議に出席した者

副委員長	橋本貴喜君
委員	上村哲三君
委員	大倉裕一君
委員	北園武広君
委員	友枝和也君
委員	中村和美君
委員	成松由紀夫君
委員	橋本幸一君
委員	山本幸廣君
議長	田方芳信君

※欠席委員 増田一喜君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

総務企画部長	田中孝君
財務部長	松川由美君
議会事務局長	小野高信君
議会事務局次長	土田英雄君

○記録担当書記

中川紀子君
田島麗子君

（午後3時01分 開会）

○副委員長（橋本貴喜君） 本会議終了後のお

疲れのところでございますが、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

◎付議案件について

○副委員長（橋本貴喜君） まず、1、付議案件についてを議題とし、（1）委員会付託の（イ）議案24件について説明を求めます。

○議会事務局長（小野高信君） 議会事務局の小野でございます。本会議終了後のお疲れのところですが、よろしくお願いいたします。

それでは、1、付議案件の（1）委員会付託、（イ）の議案24件について御説明いたします。着座にて説明させていただきます。

○副委員長（橋本貴喜君） どうぞ。

○議会事務局長（小野高信君） タブレット端末の委員会付託（議案）を御覧いただきたいと思います。

今回、委員会への付託予定案件は、決算議案3件、予算議案1件、事件議案14件、条例議案6件の合計24件でございます。

まず、令和2年7月豪雨に関する特別委員会では、議案第93号の関係分の予算議案1件、議案第97号、99号、100号、101号、102号の事件議案5件、議案第112号の条例議案1件の計7件でございます。

次に、文教福祉委員会では、議案第93号関係分の予算議案1件、議案第96号の関係分、103号、104号、107号の事件議案4件、議案第109号、110号、111号の条例議案3件の計8件でございます。

次に、建設環境委員会では、議案第92号の決算議案1件、議案第93号の関係分の予算議案1件、議案第94号の事件議案1件、議案第113号の条例議案1件の計4件でございます。

次に、経済企業委員会では、議案第90号、91号の決算議案2件、議案第93号の関係分

の予算議案1件、議案第94号の関係分の事件議案1件の計4件でございます。

最後に、総務委員会では、議案第93号の関係分の予算議案1件、議案第94号の関係部分、95号、96号、98号、105号、106号の事件議案6件、議案第108号の条例議案1件の計8件でございます。

なお、議案第93号、94号及び96号につきましては、次ページ以降にそれぞれの歳入の文言事項及び歳出の款項目別等の付託表を添付いたしておりますので、御覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○副委員長（橋本貴喜君） ただいま説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（橋本貴喜君） それでは、議案24件については付託表のとおり、その審査を特別委員会及び各常任委員会に付託することとしたいたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（橋本貴喜君） 異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（ロ）請願・陳情についてでございますが、議長より発言の申出がっておりますので、田方議長、よろしくお願いいたします。

○議長（田方芳信君） 改めまして、皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）
それでは、私から1点、陳情書の取扱いについて諮問させていただきたいと思います。

去る9月13日に陳情書2件を市外の方が持参の上、提出され、受理しております。内容を確認しましたところ、本文中に企業名や製品名が記載されるとともに、不穏当な表現であったり内政干渉や外交問題になるおそれが懸念される表現がございました。

また、「当会が調査した結果」といった事実確認が難しく不確定な内容も含まれております

ことから、会議規則にのっとり本陳情書の内容は請願に適合するものではなく、委員会での審査など議会の審議に適さないと判断いたしましたことから、私、議長といたしましては、本陳情2件については、委員会付託せず受理するにとどめる、いわゆる議長預かりとしたいと考え、9月24日に開催しました各派代表者会において、本陳情2件の取扱いについて御意見を伺ったところです。

各派代表者会では、委員会付託せず受理するにとどめ、いわゆる議長預かりでよいとの意見と、持ち帰り検討させていただきたいとの意見がございましたが、私といたしましては、これらの意見とともに、本陳情2件の取扱いについては議会運営委員会に諮問させていただくことといたしましたことから、本日、御協議をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○副委員長（橋本貴喜君） ただいま議長から陳情2件の取扱いについて諮問がありましたが、まず、陳情の処理について事務局に説明を求めたいと思います。

○議会事務局次長（土田英雄君） 議会事務局の土田でございます。陳情の処理につきまして、着座にて説明させていただきたいと思っております。

○副委員長（橋本貴喜君） どうぞ。

○議会事務局次長（土田英雄君） 陳情の処理につきましてですけれども、八代市議会会議規則では第145条に規定が設けられております。内容を申し上げますと、「陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。」とされております。この解釈を申し上げますと、陳情書等の内容がおおむね請願に適合するものであれば、議会が否定すべきで特別な理由がないので、請願の例によって処理することになると解釈が定められております。

ここで、内容が請願に適合するものとございますので、全国の議会において議会運営のバイブルとして使っております書物であります「議会運営の実際」という書物がございますけれども、こちらにですね、請願として適さないものというのが記載されておまして、それをちょっと御説明させていただきたいと思います。

まず1点目として、地方公共団体として何ら権限のない事項、あるいは越権と思える事項については不採択とする外ないことから適さない。

2点目としましては、司法権の独立を侵害するもの、例えば係争中の裁判事件であったり判決の変更を求めるもの、これは請願することができないとされております。

3点目、過激な表現や不穏当な表現をしているもの、例えば個人や団体等の名誉を毀損し、または信用を失墜させるおそれがあるものは、議会で審議するには不相应であるとされております。

4点目、長の人事権に関与するもの、例えば市の職員に対して懲戒等の処分を求めるもの、これらは不採択とする外ないことから適しないとされております。

5点目、基本的人権を否定するもの、個人の秘密を暴露するものは請願の対象にならないとされております。

6点目、採択・不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないものは議会の審議に適しないとされております。

7点目、適法な内容、社会的・道義的に妥当性のあるものはよいが、内容があまりに不適法なもの、法令違反や公序良俗に反するおそれのある行為を求めるものは議会の審議に適しないとされております。

8点目、外交問題については地方議会には権限がないことから、議会の審議に適しないとさ

れております。

9番目、内容に意味不明な点があり、それを十分解明できない場合は、責任ある審査を行うことができず不採択とする外ないことから、適しないとされております。

10点目、民間企業または個人間で解決すべき事項については議会の審議に適しないとされております。

また、陳情の処理の方法についてもですね、5点ほど掲載がされておりますので、御紹介したいと思います。

1つ目が、請願と同じく採択・不採択を委員会または本会議で決定する方法、2点目として、議長が所管委員会に送付し、委員会で採択・不採択を決定し議長に報告するが、本会議では採決の対象にしない方法、3点目として、議長が所管委員会に陳情を送付する方法、4点目として、議長が全議員に陳情の写しを送付する方法、最後5点目として、議長が陳情書を受理するにとどめる方法、5つの方法があるとされております。

事務局からの説明は以上となります。

○副委員長（橋本貴喜君） それでは、陳情2件の内容を御確認いただくため小会いたします。

傍聴人に申し上げます。小会中でありますので、傍聴人及び報道機関は御退席いただきますようお願いいたします。

（午後3時11分 小会）

（午後3時34分 本会）

○副委員長（橋本貴喜君） 本会に戻します。

ただいま陳情書の内容を御確認いただきましたが、その取扱いについて皆様の御意見をお聞かせいただければと思います。

○委員（成松由紀夫君） うちは、自民党、今日は3会派集まりまして議員団会議を行いました。やはり先ほど話が出ていますとおり、過激

な表現、不穏当、個人・団体の名誉毀損含めて、また外交問題については地方議会に権限がないというようなですね、民間企業または個人間で解決すべき事項については議会の審議に適さない。市議会の会議規則の中でも5つ、6つ該当するような案件でありますので、これは議長預かりでいくべきだということで、3会派まとまったところです。

○副委員長（橋本貴喜君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 議長預かりということで、今回初めてのケースということで、ルールにないという認識がうちの会派ではありました。ですので、田方議長がそれだけ責任をもってですね、腹をくくられるということであるんでしょうねというような意見がありました。

裁判になって真実が明らかになるんじゃないとか、健康被害のところ、じん肺の問題なんかは内政干渉ではなくて事実関係を明らかにしてほしいということではないかといったこと、それから、誹謗中傷とかそういったところにはこの文面は当たらないというような見方があってですね、我々の会派としては、現在のルール、ですので、陳情はこのまま常任委員会へ付託をして現行のルールの中で判断をしていくべきだという意見でまとまったところです。

○副委員長（橋本貴喜君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 委員長からですね、よろしかれば、代表者会で議論をして持ち帰りということで、この前代表者会で議論したんですよ。よろしかれば、保守系無所属ですので私のほうからも報告をさせていただきたいと思いますが。

うちの会派ではですね、現行のとおりルールをルールとして守ってほしいというのと、その中で委員会の付託をして委員会で審議をし、そしてまた、採択・不採択、それに賛成・反対そして審議未了等々があるわけでありますので、

そこまではですね、この良し悪しは別として、そこまでは議会のルールとして行ってほしいということでした。

○副委員長（橋本貴喜君） 山本委員も常任委員会に付託ということで。

○委員（山本幸廣君） 付託です。

○副委員長（橋本貴喜君） 分かりました。

それでは……。

○委員（成松由紀夫君） 委員長、最後にちょっと1点。

○副委員長（橋本貴喜君） はい。

○委員（成松由紀夫君） ちょっと引っかけたが、現行ルール、現行ルールという話で、何かあたかもルール違反というかな、特別ルールのような表現になってしまつとつとただけど、あくまで八代市議会の会議規則の陳情の処理、その中で問題点がというところで5つ、6つ見受けられるところで該当する。だからこの陳情の処理にはどのような方法があるのというので、5つの手法の中で議長の預かりという、受理にとどめるということがルールとしてあるわけだけんが、だけん、やっぱそこはしっかり議運で議論して対応をとったということになるけん、現行ルールがどうか、何か特別ルールをつくるようなイメージでおってもらったら困るということだけは付け加えさせてもらいます。

○委員（山本幸廣君） 成松議員のとはちょっと解釈が違うと思う。私の言いよつとは、内容を変えるとかそういう問題じゃないわけですね。今までの請願・陳情の取扱いどおりやってほしいということなんですよ。普通ならば、議運を通ったら委員会付託をするじゃないですか。付託するか・しないかということを決めるじゃないですか。内容はどうあれですね、私たちはそういうふうな感覚を持つとつたということをしてうちの会派では決まったということを報告するわけですから。

○委員（成松由紀夫君） それは山本さんの解

積はそれでよかです。

○委員（山本幸廣君） 私のじゃなか。うちの会派の解釈やけん。個人的にはいろいろ議論したよ。（委員成松由紀夫君「自民党の解釈は違いますよ」と呼ぶ）それよかったい。（委員成松由紀夫君「それはそれでよかですね」と呼ぶ）議論したとだけん。

○委員（橋本幸一君） 私は、今までのルールっていいですか、今までのルールにない今回は陳情が出たと。そういうことからすれば、これがこれからの先例になってくると。そういう意味からすればですね、これが新たなルールになっていくわけですから、先例としてここは私は現行ルールじゃいけない、そういうことと思います。

以上です。

○副委員長（橋本貴喜君） それではただいま、本陳情2件の取扱いにつきましては、委員会付託せず受理するにとどめる、いわゆる議長預かりとするとの御意見と、常任委員会への付託との御意見がございますので、まず、議長のお考えのとおり、委員会付託せず受理するにとどめる、いわゆる議長預かりとすることからお諮りしたいと思います。

本陳情2件の取扱いにつきましては、委員会付託せず受理するにとどめる、いわゆる議長預かりとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○副委員長（橋本貴喜君） 賛成多数と認め、本陳情2件については、委員会付託せず受理するにとどめる、いわゆる議長預かりとすることに決しました。

ここで議長より再度発言の申出がありますので、田方議長、発言をお願いします。

○議長（田方芳信君） ありがとうございます。皆様、御協議いただきまして、本当にありがとうございます。

本陳情2件の取扱いについては、私の考えの

とおり委員会付託せず受理するにとどめる、いわゆる議長預かりとすることに御決定いただきましたので、そのように取り扱いたいと思います。

今回、陳情の取扱いについて疑義が生じ、このような協議をお願いしまして取扱いを御決定いただきましたが、今後も同じような事案が想定されます。他市の状況等も調査いたしました。が、陳情の取扱いについて基準等を設けられている議会も多々見受けられます。我々八代市議会といたしましても何らかの基準を設けたほうがいいと思いますので、改めて、議会運営委員会に調査・研究をしていただき、陳情の取扱いについて何らかの基準等を設けていただくよう諮問したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○委員（大倉裕一君） 今の発言について質問というか、お尋ねをしたい部分があるんですけど、よろございますか。

○副委員長（橋本貴喜君） 議長の発言についてですか。

○委員（大倉裕一君） いいですか。

○副委員長（橋本貴喜君） はい。

○委員（大倉裕一君） 議長、すいません、取扱いの基準をつくらうというところは十分理解をしたいというふうに思うんですけども、この陳情を出された方に対しては何かアクションを考えていらっしゃいますか。

○議長（田方芳信君） いや、それはありません。

○委員（大倉裕一君） 何もないということですね。

○議長（田方芳信君） はい。

○委員（大倉裕一君） 分かりました。

○副委員長（橋本貴喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○副委員長（橋本貴喜君） ただいま議長から陳情書の取扱い基準に関する諮問がございまし

たので、今後、議会運営委員会として調査・研究を進めてまいりたいと思います。

それでは改めまして、（ロ）請願・陳情について、事務局より説明願います。

○議会事務局長（小野高信君） それでは、（ロ）の請願・陳情について御説明申し上げます。

定例会閉会翌日の９月１３日の午後５時までに受理しました請願・陳情は先ほど御覧いただいた陳情２件でございますが、委員会付託せずに受理するにとどめる、いわゆる議長預かりとすることになりました。その他、委員会への参考送付分といたしまして、協議事項レジュメに記載のとおり１件を受理いたしましたので、前回報告の３件と合わせまして４件を所管の委員会に参考送付させていただきます。

以上でございます。

○副委員長（橋本貴喜君） ただいま請願・陳情について説明が終わりましたが、何か質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（橋本貴喜君） 次に、（２）市長追加提出予定議案７件について説明を求めます。

○総務企画部長（田中 孝君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）総務企画部、田中でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて御説明させていただきます。

○副委員長（橋本貴喜君） どうぞ。

○総務企画部長（田中 孝君） それでは、タブレットの令和６年９月定例会提出予定議案（一般質問最終日提出予定）を御覧ください。

来週月曜日の一般質問最終日に提出予定をしております議案は、予算議案が１件、事件議案が６件、合計７件でございます。

まず、予算議案１件につきまして、松川財務部長から御説明いたします。

○財務部長（松川由美君） 皆様、改めましてこんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財務部、松川でございます。９月定例会一般質問最終日に予算議案１件を追加提案させていただき予定でございますので、その内容につきまして説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

○副委員長（橋本貴喜君） どうぞ。

○財務部長（松川由美君） 議案第１１４号・令和６年度八代市一般会計補正予算（第８号）でございます。

補正予算の総額は５４６０万円でございます。その内容は全て令和６年８月２９日から３０日に接近いたしました台風１０号で被災いたしました施設の災害復旧経費について補正をお願いするものでございます。

全部で９事業にわたっております。主なものといたしましては、道路橋梁施設災害復旧事業で、坂本地区、泉地区で１９路線、落石・倒木・土砂除去及び測量設計委託に要します経費３４１０万円、それから林道施設災害復旧事業で、坂本地区で７路線、落石・倒木・土砂除去に要します経費８００万円でございます。

以上のほか、都市下水路施設１か所、河川施設３河川、公園施設９公園、商工施設１施設、公立学校施設１校などが被災しておりまして、いずれも速やかな復旧対応が必要なことから、それに要する経費について補正するものでございます。

以上が追加提案いたします補正予算の内容でございます。財務部からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○総務企画部長（田中 孝君） 引き続き、事件議案６件につきまして御説明させていただきます。

今回、追加で御提案させていただきますこの議案第１１５号から議案第１２０号につきましては、いずれも財産の取得に関するものでござ

います。財産の取得については、本市におきましては地方自治法及び市の条例において、2000万円を上回る場合、議会の議決に付すこととなっておりますが、最近、議会の議決を経ずに契約を結んでいたという複数の自治体の事例が報道されたところでございます。そこで、本市に同様の事例がないか、予算執行に関する文書の保存年限であります5年間に遡り急ぎ確認いたしましたところ、6件確認をいたしました。大変申し訳ございませんが、それらの6件につきまして、改めて議会の承認をお願いするものでございます。

では、それぞれの内容についてでございますが、まず、議案第115号は、令和元年度において八代市消防団で使用する消防用小型動力ポンプなどを2613万61000円で野々村ポンプ株式会社から買い入れたものでございます。

次の議案第116号から議案第119号までは、市立小学校及び市立中学校の教職員が使用する教師用教科書及び指導書、デジタル教科書を合名会社庄野学生堂及び同社の八代店から買い入れたものでございますが、内訳としましては、議案第116号が令和2年度に市立小学校の学校教材充実事業で教師用教科書及び指導書を5618万189円で、議案第117号が、同じく教師用デジタル教科書を2649万2000円で買い入れたものでございます。また、議案第118号が令和3年度に市立中学校の同事業で教師用教科書及び指導書を2320万5514円で、また、議案第119号が令和6年度の市立小学校の同事業で教師用教科書及び指導書を1億829万7366円で買い入れたものでございます。

次の議案第120号は、令和6年能登半島地震の被災地支援のために寄贈いたしました置き畳を熊本県畳工業組合八代支部及び有限責任事業組合城南畳睦会から3168万円で買い入れ

たものでございます。

今回の事件議案の内容につきましては以上でございますが、今後はこのようなことのないよう、契約管理システムにおいて該当するケースについて警告メッセージを表示できるよう改修し、併せて毎定例会前に各課に対して文書で注意喚起を促すようにするなど、再発防止に向け適正かつ円滑な事務処理に一層努めてまいりますので、何とぞ御理解をお願い申し上げます。

以上が、来週月曜日の一般質問最終日に追加提出を予定しております予算議案1件、事件議案6件の概要でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○副委員長（橋本貴喜君） ただいま説明が終わりましたが、何か質疑ございませんか。

○委員（大倉裕一君） すいません、この報告があった内容とは別件でございますが、一番最後の能登半島地震支援置き畳という文字を見て思ったんですけど、豪雨災害に関係して能登のほうに置き畳を送ろうというような執行部の判断はまだ出ておりませんか、そういった御意見は。

○総務企画部長（田中 孝君） すいません、私のほうで、申し訳ありません、その今の動き等についてちょっと把握はしておりませんで、関係部署のほうでちょっと確認をとらないと今の段階では何ともちょっと御返事ができない状況です。申し訳ございません。

○副委員長（橋本貴喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（橋本貴喜君） それでは、市長追加提出予定議案7件についての委員会付託について協議いたします。

付託はいかがいたしましょうか。

○委員（中村和美君） 付託していただけたらと思います。

○副委員長（橋本貴喜君） ほかにないです

かね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（橋本貴喜君） お諮りいたします。

市長追加提出予定議案7件については、委員会付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（橋本貴喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

タブレット端末の付託表を御覧ください。

それでは、委員会の付託先について説明を求めます。

○議会事務局長（小野高信君） それでは、市長追加提出予定議案7件の委員会付託先について御説明を申し上げます。すいません、着座にて説明させていただきます。

○副委員長（橋本貴喜君） どうぞ。

○議会事務局長（小野高信君） タブレット端末の委員会付託表（追加議案）を御覧いただきたいと思います。

まず、文教福祉委員会では、議案第114号の関係分の予算議案1件、議案第116号、117号、118号、119号の事件議案4件の計5件でございます。

次に、建設環境委員会では議案第114号の関係分の予算議案1件でございます。

次に、経済企業委員会では、議案第114号の関係分の予算議案1件、議案第120号の事件議案1件の計2件でございます。

最後に総務委員会では、議案第114号の関係分の予算議案1件、議案第115号の事件議案1件の計2件でございます。

なお、議案第114号・令和6年度八代市一般会計補正予算（第8号）について、次ページにそれぞれの歳入の文言事項及び歳出の款項目別の付託表を添付いたしておりますので、御覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○副委員長（橋本貴喜君） ただいま説明が終わりましたが、何か質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（橋本貴喜君） それでは、追加議案7件についてはタブレット端末の付託表のとおり、その審査を各常任委員会に付託することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（橋本貴喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

ここで執行部は御退室ください。

（執行部 退室）

○副委員長（橋本貴喜君） 次に、（3）その他について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎その他

○副委員長（橋本貴喜君） それでは次に、2、その他について何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（橋本貴喜君） ほかに何もなければ、以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

（午後3時55分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和6年9月27日

議会運営委員会

委員長